

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金管理協会 (SARTRAS)による、
授業目的の著作物利用に対する管理開始について

教育芸術社

授業目的の円滑な著作物利用を促進するために、2018年5月に著作権法の改正が行われ、一定額の補償金を支払えば、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することができるようになりましたが、その施行は令和3年5月24日までに行われることとされてきました。

この制度運用は一般社団法人 授業目的公衆送信補償金管理協会 (SARTRAS)が行うことになっており、SARTRAS において補償金額及びその徴収・分配等の制度の詳細は検討をしていたところです。

しかし、この4月に今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業対策として、2020年度に限った特例として、補償金額を「無償」としてその制度を運用すべく SARTRAS が文化庁長官に認可申請し、去る4月24日に認可されました。

これを受けて4月28日から SARTRAS による管理が開始され、授業目的の範囲内であれば、2020年度中は補償金の支払いなしに著作物を公衆送信等によって利用することが可能になりました。

2020年3月5日以降、日本音楽著作権協会 (JASRAC) が無償許諾しておりました、学校等の教育機関が授業目的で著作物を公衆送信する行為や、同じく教科書著作権協会が無償許諾しておりました、教科書の内容の公衆送信等は、学校などの教育機関の設置者 (教育委員会など) が SARTRAS への学校名の登録を行うことによってすべて無償許諾されることとなります。

なお、本年度中は補償金額無料ですが、来年度からは新たに定められる補償金を支払うことによって利用が可能となりますのでご注意ください。

詳細につきましては SARTRAS の HP でご確認ください。

<https://sartras.or.jp/>

<https://sartras.or.jp/todokede/> (教育機関設置者による教育機関の届け出について)

以下に代表的なコンテンツの公衆送信利用に関する Q&A をご紹介します。

Q. 1 教科書の教材を演奏したものを配信して児童生徒に聴かせるのは OK ですか？

オンライン授業に向けた演奏については、営利を目的とせず、観客から料金も取らない形である非営利の演奏と考えられるため、許諾を得ることなく利用できます。また、それを配信することについては、SARTRAS が今年度中に限って補償金無償で許諾しますので、所定の登録手続きを行えば無償で利用することができます。

ただし、配信するに当たっては、「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができる限定公開の形を取る必要があります。

Q. 2 教科書の紙面を映して見せることは OK ですか？

その地区で採択された教科書については、授業に必要な楽譜、イラスト、写真なども含めた著作物の公衆送信利用が SARTRAS の管理対象となりますので、今年度に限り無償で利用することができます。

こちらも「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができる限定公開の形を取る必要があります。

Q. 3 指導書の「指導用 CD」や「鑑賞用 CD」の音源を学校のホームページで流すことは OK ですか？

CD に含まれる音源には「著作権」の他にも、その原盤に関わる「著作隣接権（原盤権）」という権利があり、それはレコード会社や当社が持っています。著作権法上、これらの「著作隣接権」についても SARTRAS の管理の対象となり、現状では申請なく利用できることとなっています。

しかし、海外の権利者との契約に基づいて使用している原盤が含まれていること、学校からの配信利用に当たり、将来における市販物の潜在的販路を阻害する恐れがあること（「権利者の利益を不当に害する」ケースに相当する場合も考えられること）から、弊社では、一部の「著作隣接権」については SARTRAS の管理対象に含まれないものがあると考えております。

ただし、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校期間中を含め、学校の授業が平常に行われる状況に戻るまでの期間にかぎり、音源のご利用につい

てレコード会社から了承を得ることができました。

ご利用いただくに当たり、「指導用 CD」については、申請・報告などのお手続きは不要です。

いっぽう、「鑑賞用 CD」については、Excel ファイルによる届出書を、CD の制作会社であるユニバーサルミュージック様宛にメール添付にてご送付をお願いいたします。(Excel ファイルは、「休業期間中の著作物利用について」のページから別途ダウンロードくださいますよう、お願い申し上げます。) またその際、お手数ですが当社にも同送していただけますよう、お願い申し上げます。

これらの CD の原盤を伴った利用に当たりましても「授業目的」から外れることのないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができる限定公開の形を取ることが必要です。

(2020/06/18 一部改訂)

Q. 4 学校ではなく、教育委員会が配信主体となる場合も、学校と同じ扱いですか？

SARTRAS が許諾する著作物の利用は、あくまで「教育機関」による利用に限定されていますので、教育委員会からの配信は含まれません。

したがって、音楽著作物に関しては利用を避けていただくか、利用される場合には関係する管理団体（日本音楽著作権協会、教科書著作権協会など）及び権利者に使用申請をしていただく必要があります。

なお、YouTube など、JASRAC 等の音楽著作権管理団体と契約を結んでいる動画配信サイトに「限定公開」の形で投稿することによって、そこに含まれる音源の音楽著作権はクリアできます。その場合も「著作隣接権」については、別途ご相談いただく形になります。

【関係管理団体】

一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

<https://www.jasrac.or.jp/>

株式会社 NexTone

<https://www.nex-tone.co.jp/>

一般社団法人 教科書著作権協会

<http://www.jactex.jp/>

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

<https://sartras.or.jp/>